

事 務 連 絡

令和2年4月8日

関 係 者 各 位

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会
多摩健康管理センター
常務理事 福島弘文
(公 印 省 略)

政府の緊急事態宣言の発令等による健診の見合わせについて

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当センターの健診事業運営につきましては、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言の発令を受け、東京都知事より各種の自粛要請が想定されるところで

す。
当センターにおきましても、新型コロナウイルス感染拡大による社会的状況を鑑みて、感染拡大の抑止、業務の継続性及び職員の安全確保の観点から、当面5月6日（水）までの間、施設及び巡回健診業務の全般を見合わせ一時休止とさせていただきますとともに、縮小体制による職員の交代制勤務を実施いたします。

縮小体制による各業務の対応につきましては、下記のとおりとなっております。

関係者各位には多大なるご迷惑をおかけしますが、今般の事情をご賢察いただき、何卒ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各業務の対応状況について変更等があった際には、別途、ホームページ等でお知らせさせていただきます。

当センターにおける業務の対応

○施設及び巡回健診の実施

当面5月6日（水）までの間、施設及び巡回健診の実施について一時休止とさせていただきます。

なお、既に一時休止期間中の健診にお申し込みいただいているお客様または事業所の担当者様に対しましては、当センターより事前に中止のご連絡をさせていただきます。

また、今後振替等の実施が可能となった場合には、ホームページ等で改めてご案内させていただきます。

○結果通知書等の発送

4月7日（火）までの健診実施分にかかる結果通知書については、概ね実施から3週間後に送付させていただきます。

○ご照会への対応

ご照会（電話、メール、来訪）につきましては、通常通りお受けすることは可能ですが、対応の一部が遅延することもございます。